

議案第88号

磐田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

磐田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和4年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(磐田市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条－第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務に従事させるため引き続いて」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き

続き勤務されることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生じること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て」の次に「、これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「前に第1項の」を「前に第1項各号に掲げる」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

本則の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職、磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年磐田市条例第225号）第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年磐田市条例第22号）第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（これらの職のうち磐田市立総合病院に勤務する医師が占める職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任又は転任(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等を行う場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管

理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職員が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属

する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで | 61年 |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで | 62年 |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで | 63年 |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64年 |

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、磐田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年磐田市

条例第 号) 第 1 条の規定による改正前の磐田市職員の定年等に関する条例 (以下次項において「令和 4 年改正前定年条例」という。) 第 3 条ただし書に規定する職員であって、第 3 条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員の定年は、年齢 6 5 年とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員 (臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和 4 年改正前定年条例第 3 条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。) が年齢 6 0 年に達する日の属する年度の前年度 (以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)

(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員 (異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員 (以下この項において「末日経過職員」という。)) を除く。) にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度 (当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)) において、当該職員に対し、当該職員が年齢 6 0 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(磐田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 磐田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成 1 7 年磐田市条例第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

(磐田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 磐田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (平成 1 7 年磐田市条例第 3 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(降給の種類)

第2条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

第3条の見出し中「降給」を「降格」に改め、同条中「職員が」の次に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加え、「降給」を「降格」に改める。

附則に次の3項を加える。

（降給の種類の特例）

- 3 磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに磐田市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給とする」とする。

（降給等の手続の特例）

- 4 第4条第2項の規定は、磐田市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（企業職員等への適用）

- 5 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

（磐田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

- 第4条 磐田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年磐田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料の額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年磐田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(磐田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 磐田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年磐田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第34号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第1項の表第6条第1項の項を削り、同表第15条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表第1条の項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を

「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第9条第1項の項及び第9条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項の表第15条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第31条の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第34条の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表第1条の項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第9条第1項の項及び第9条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(磐田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 磐田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成17年磐田市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「第34号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(磐田市職員の共済制度に関する条例の一部改正)

第8条 磐田市職員の共済制度に関する条例(平成17年磐田市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員」を削る。

(磐田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 磐田市職員の給与に関する条例(平成17年磐田市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第5項中「を超える」を「を超え、60歳に達した日以後最初の3月31日までにある」に、「、「2号給」とする」を「「2号給」とし、60歳に達した日後における最初の4月1日以後にある職員においては前2項は適用しない」に改める。

第6条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「「再任用職員」を「「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の項」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、「応じた額」の次に「に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加え、同条第2項を削る。

第15条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同条本文中「以下」を「この号及び次項において」に改め、同条ただし書中「「1箇月当たり」を「この号及び第3号において「1箇月当たりの」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」

を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号において）」に、「。以下」を「。第1号において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第19条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「この条」を「この項から第5項まで」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第27条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第12条」の前に「第5条、」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

（特定日以後の給料月額）

- 1 1 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

（特定日以後の給料月額の適用除外職員）

1 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 磐田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年磐田市条例第 号）第1条の規定による改正前の磐田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員
- (3) 磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号。以下この項において「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

（降任等職員の給料月額の調整）

1 3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

（降任等職員の給料月額の上限）

1 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給

料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(降任等職員以外の給料月額の調整)

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(特定日以後の給料月額の特例)

16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(分限及び懲戒の基準及び不利益処分に関する証明書交付の読替え)

17 附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する法第27条第2項及び第49条第1項の規定の適用については、法第27条第2項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは磐田市職員の給与に関する条例附則第11項」と、法第49条第1項中「伴い降給」とあるのは「伴い降給する場合及び磐田市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給」とする。

(規則への委任)

18 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」

に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 定年前 再任用 短時間 勤務職 員 | | 基準 給料 月額 | 基準 給料 月額 | 基準 給料 月額 | 基準 給料 月額 | 基準 給料 月額 | 基準 給料 月額 | 基準 給料 月額 | 基準 給料 月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | 187, 700 | 215, 200 | 255, 200 | 274, 600 | 289, 700 | 315, 100 | 356, 800 | 389, 900 |

(磐田市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 磐田市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年磐田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員として」に改める。

(磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第11条 磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年磐田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）」を「）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）」に改める。

第9条第1項及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(磐田市職員退職手当支給条例の一部改正)

第12条 磐田市職員退職手当支給条例（平成17年磐田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、教育長並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項

若しくは第2項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員」を「及び教育長」に改め、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第6条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第7条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第8条中「15年を」を「20年を」に改める。

第11条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第12条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第21条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第22条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第24条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第4項中「第8条まで」の次に「及び附則第13項から第21項まで」を加える。

附則第5項中「第7条の2」の次に「及び附則第16項」を加える。

附則第6項中「第7条」の次に「又は附則第14項」を加え、附則に次の9項を加える。

13 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2

項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第13項」とする。

14 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第14項」とする。

15 前2項の規定は、磐田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年磐田市条例第 号）第1条の規定による改正前の磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

16 磐田市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

17 当分の間、第6条第1項第4号並びに第7条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第8条及び第11条の3の規定の適用については、第8条本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第15項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第8条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第11条の3の表第11条の項、第11条の2第1号の項及び第11条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

18 当分の間、第6条第1項第4号並びに第7条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第8条及び第11条の3の規定の適用については、第8条本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第11条の3の表第11条の項、第11条の2第1号の項及び第11条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

| | |
|--------------|-----|
| 医療業務従事職員以外の者 | 60歳 |
| 医療業務従事職員 | 65歳 |

19 当分の間、第6条第1項第4号及び第7条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第8条の規定の適用については、第8条本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第8条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

20 当分の間、第7条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第8条及び第11条の3の規定の適用については、第8条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第11条の3の表第11条の項、第11条の2第1号の項及び第11条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第18項の表の左欄

に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

21 当分の間、第7条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第8条及び第11条の3の規定の適用については、第8条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第11条の3の表第11条の項、第11条の2第1号の項及び第11条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（磐田市職員退職手当基金条例の一部改正）

第13条 磐田市職員退職手当基金条例（平成17年磐田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定めるところによる。

（磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年磐田市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条第2項中「ことをいう。）」の次に「、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日

から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

第25条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

3 職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）附則第11項及び第12項の規定の例により管理者が別に定める。

（磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第15条 磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年磐田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条第2項中「ことをいう。）」の次に「、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

第25条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

3 職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）附則第11項及び第12項の規定の例により管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

（磐田市職員の再任用に関する条例の廃止）

第2条 磐田市職員の再任用に関する条例（平成17年磐田市条例第30号）は、廃止する。

（勤務延長に関する経過措置）

第3条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号。以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の磐田市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において

同じ。) から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第 3 条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 4 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の

規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第9条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当

該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる

職のうち、当該職が基準日（附則第4条又は第5条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第9条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相

当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第１０条 令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

（磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１１条 暫定再任用職員で新地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第５条の規定による改正後の磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（磐田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１２条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条に規定する育児短時間勤務（同法第１７条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する第９条の規定による改正後の磐田市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第１１項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年磐田市条例第３８号）第２条第２項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（磐田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１３条 第７条の規定による改正後の磐田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（以下この条において「新派遣条例」という。）第２条第

2 項第 1 号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 附則第 3 条第 1 項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年条例第 4 条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新派遣条例の規定を適用する。

(磐田市職員の共済制度に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 1 4 条 第 8 条の規定による改正後の磐田市職員の共済制度に関する条例第 3 条第 1 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(磐田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 1 5 条 新給与条例附則第 1 1 項から第 1 8 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

第 1 6 条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される磐田市職員の給与に関する条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 4 条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年磐田市条例第 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される磐田市職員の給与に関する条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められ

た当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第27条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第5条、第12条、第14条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（新給与条例のその他の経過措置の規則への委任）

第17条 前2条に定めるもののほか、新給与条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（磐田市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 暫定再任用職員は、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の磐田市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、第11条の規定による改正後の磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例第1条に規定する定年前再任用短時

間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（磐田市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用職員に対する第12条の規定による改正後の磐田市職員退職手当支給条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は同法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

（磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第21条 暫定再任用職員については、第14条の規定による改正後の磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第7条、第9条及び第19条の規定は、適用しない。

（磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 暫定再任用職員については、第15条の規定による改正後の磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第7条、第9条及び第19条の規定は、適用しない。

磐田市職員の定年等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、<u>磐田市立総合病院に勤務する医師の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に_____に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き_____勤務させることができる。</u></p> | <p>目次 <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）</u> <u>第5章 雑則（第13条）</u> 附則 <u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年) 第3条 職員の定年は、年齢65年とする。_____</p> <p>(定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある_____と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間を</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により_____公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき_____。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由_____が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て_____1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日_____の翌日から起算して3年を超えない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は_____、第1項の期限又は</p> | <p>いう。以下この項及び次項において同じ。) (同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務されることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の_____事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> | <p>第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> |
| <p>5 略</p> | <p>5 略</p> |
| <p>(定年に関する施策の調査等)</p> | <p>(定年に関する施策の調査等)</p> |
| <p>第5条 略</p> | <p>第5条 略</p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、磐田市職員の給与に関する条例(平成17年磐田市条例第53号)第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職、磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年磐田市条例第225号)第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年磐田市条例第22号)第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職(これらの職のうち磐田市立総合病院に勤務する医師が占める職を除く。)とする。</u></p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任又は転任(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定める</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|------|---|
| (追加) | <p>もののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等を行う場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p>占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p>(1) <u>当該職員が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|------|---|
| | <p><u>管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> |
| (追加) | <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> |
| (追加) | <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> |
| (追加) | <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p> |

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------|-----|-----------------------|-----|------------------------|-----|-------------------------|-----|
| <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> | <p>第12条 <u>任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>（雑則）</p> <p>第13条 <u>この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>（定年に関する経過措置）</p> <p>3 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1182 1868 1326"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </tbody> </table> | 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで | 61年 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで | 62年 | 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで | 63年 | 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64年 |
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで | 61年 | | | | | | | | |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで | 62年 | | | | | | | | |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで | 63年 | | | | | | | | |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64年 | | | | | | | | |

| 現行 | 改正案 |
|------|--|
| (追加) | <p>4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、磐田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年磐田市条例第号）第1条の規定による改正前の磐田市職員の定年等に関する条例（以下次項において「令和4年改正前定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員の定年は、年齢65年とする。</u> <u>（情報の提供及び勤務の意思の確認）</u></p> |
| (追加) | <p>5 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正前定年条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする</u> <u>るとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p> |

磐田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> | <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> |

磐田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第3条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(休職の事由) 第2条 略</p> <p>(追加)</p> <p>(降給の事由) 第3条 職員が_____次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>降給</u>を行うことができる。 (1)・(2) 略</p> <p>附 則 1・2 略 (追加)</p> <p>(追加)</p> | <p>(休職の事由) 第2条 略</p> <p>(降給の種類) <u>第2条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p>(降格の事由) 第3条 職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>降格</u>を行うことができる。 (1)・(2) 略</p> <p>附 則 1・2 略 (降給の種類の特例) <u>3 磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに磐田市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給とする」とする。</u> (降給等の手続の特例) <u>4 第4条第2項の規定は、磐田市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|------|--|
| (追加) | <p>適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p> <p><u>(企業職員等への適用)</u></p> <p><u>5 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。</u></p> |

磐田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表（第4条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料_____（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これらに相当する報酬）の10分の1以下を減ずるものとする。_____</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、これらに相当する報酬）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（非常勤の職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第19条 非常勤の職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規</p> | <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（非常勤の職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第19条 非常勤の職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規</p> |

| 現行 | 改正案 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。 | 定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。 |

磐田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号_____）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>（追加）</p> <p><u>（3） 略</u></p> | <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号。<u>以下「定年条例」という。</u>）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>（3） 定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> |
| <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p>（追加）</p> | <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>定年条例_____第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p><u>（3） 定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> |
| <p>（育児短時間勤務職員の給与条例等の特例）</p> <p>第17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | <p>（育児短時間勤務職員の給与条例等の特例）</p> <p>第17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |

| 現行 | | | 改正案 | | |
|---|--|---|---|---|---|
| 略 | | | 略 | | |
| 第5条第2項及び第4項 | 決定する | 決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする | 第5条第2項 及び第4項 | 決定する | 決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 算出率を乗じて得た額とする |
| 第6条第1項 | とする | に、算出率を乗じて得た額とする | (削除) | | |
| 第15条第2項 第2号 | 再任用短時間勤務職員 | 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号)第10条第1項に 規定する育児短時間勤務をしている職員 (以下「育児短時間勤務職員」とい う。) | 第15条第2項 第2号 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号)第10条第1項に 規定する育児短時間勤務をしている職員 (以下「育児短時間勤務職員」とい う。) |
| 略 | | | 略 | | |
| 2 育児短時間勤務職員についての磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成17年磐田市条例第55号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 | | | 2 育児短時間勤務職員についての磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成17年磐田市条例第55号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 | | |
| 第1条 | 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。) | 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。) | 第1条 | 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 | 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。) |
| 第9条第1項 | 再任用短時間勤務職員 | 育児短時間勤務職員 | 第9条第1項 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 育児短時間勤務職員 |
| 第9条第2項 | 再任用短時間勤務職員 | 育児短時間勤務職員 | 第9条第2項 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 育児短時間勤務職員 |

| 現行 | | | 改正案 | | |
|--|---|---|--|---|---|
| <p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)</p> <p>第20条 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | | <p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)</p> <p>第20条 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | |
| 略 | | | 略 | | |
| 第15条第2項第2号 | 再任用短時間勤務職員 | 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) | 第15条第2項第2号 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) |
| 略 | | | 略 | | |
| 第31条 | 再任用職員 | 任期付短時間勤務職員 | 第31条 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員 |
| 第34条 | 再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員 | 第34条 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員 |
| <p>2 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | | <p>2 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | |
| 第1条 | 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時 | 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) | 第1条 | 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 | 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) |
| | | | | (以下「定年前再任 | |

| 現行 | | | 改正案 | | |
|---|-------------|------------|---|----------------|------------|
| | 間勤務職員」という。) | | | 用短時間勤務職員」という。) | |
| 第9条 第1項 | 再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員 | 第9条 第1項 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員 |
| | 第2条第3項 | 第2条第4項 | | 第2条第3項 | 第2条第4項 |
| 第9条 第2項 | 再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員 | 第9条 第2項 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員 |
| <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> | | | <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> | | |

磐田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例新旧対照表（第7条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 磐田市職員の定年等に関する条例(平成17年磐田市条例第34号_____)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員_____</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 磐田市職員の定年等に関する条例(平成17年磐田市条例第34号。以下「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 定年条例第9条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> |

磐田市職員の共済制度に関する条例新旧対照表（第8条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(適用職員)</p> <p>第3条 この条例において市職員とは、市に常時勤務することを要し、かつ、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による組合員（<u>県費職員及び地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員</u>を除く。）をいう。</p> <p>2 略</p> | <p>(適用職員)</p> <p>第3条 この条例において市職員とは、市に常時勤務することを要し、かつ、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による組合員（<u>県費職員</u> _____ を除く。）をいう。</p> <p>2 略</p> |

磐田市職員の給与に関する条例新旧対照表（第9条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の人事評価に応じて、行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）<u>を超える</u>職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が8級以上である職員にあっては、3号給）」とあるのは、「<u>2号給</u>」とする。</p> <hr/> <p>6～8 略</p> <p>(再任用職員)の給料月額)</p> <p>第6条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、<u>その者</u>に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、<u>その者</u>の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> | <p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の人事評価に応じて、行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）<u>を超え、60歳に達した日以後最初の3月31日までにある</u>職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が8級以上である職員にあっては、3号給）」とあるのは「<u>2号給</u>」とし、<u>60歳に達した日後における最初の4月1日以後にある職員においては前2項は適用しない。</u></p> <p>6～8 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第6条 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u>に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u>の属する職務の級に応じた額に、<u>勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>(削除)</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たり_____運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期</p> | <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この項から第3項まで</u>において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下<u>この項から第3項まで</u>において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下<u>この条</u>において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>この号及び次項</u>において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号及び第3号</u>において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円（規則で定める場合にあっては、規則で定める額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> | <p>間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円（規則で定める場合にあっては、規則で定める額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> |
| <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員<u> </u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> | <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> |
| <p>通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満の者 5,800円 通勤距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満の者 7,200円 通勤距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満の者 8,600円 通勤距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満の者 10,000円 通勤距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満の者 11,400円 通勤距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満の者 12,800円 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 14,200円 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 15,600円 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 17,000円 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 19,800円 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 22,600円 通勤距離が片道40キロメートル以上の者 25,400円</p> | <p>通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満の者 5,800円 通勤距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満の者 7,200円 通勤距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満の者 8,600円 通勤距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満の者 10,000円 通勤距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満の者 11,400円 通勤距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満の者 12,800円 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の者 14,200円 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の者 15,600円 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の者 17,000円 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の者 19,800円 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満の者 22,600円 通勤距離が片道40キロメートル以上の者 25,400円</p> |
| <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円（規則で定める場合にあっては、規則で定める額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> | <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円（規則で定める場合にあっては、規則で定める額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> |
| <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異</p> | <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「<u>新幹線鉄道等</u>」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下「<u>同じ</u>。」を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより<u>算出したその者</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額</u>」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、<u>その者</u>の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、2万円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4～7 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> | <p>にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（<u>第1号において「新幹線鉄道等</u>」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。<u>第1号において同じ</u>。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより<u>算出した当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額</u>」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、<u>当該職員</u>の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、2万円（規則で定める場合にあつては、規則で定める額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4～7 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわ</p> | <p>第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項から第5項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわ</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>らず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては前項に規定する規則で定める割合から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> | <p>らず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては前項に規定する規則で定める割合から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第31条 第12条、第14条及び第16条の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(追加)</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第31条 第5条、第12条、第14条及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(特定日以後の給料月額)</p> <p>11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最</p> |

| 現行 | 改正案 |
|------|---|
| (追加) | <p>初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p><u>（特定日以後の給料月額の適用除外職員）</u></p> <p>12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) <u>臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</u></p> <p>(2) <u>磐田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年磐田市条例第 号）第1条の規定による改正前の磐田市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員</u></p> <p>(3) <u>磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号。以下この項において「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>(4) <u>定年条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>（降任等職員の給料月額の調整）</u></p> |
| (追加) | <p>13 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|------|---|
| | <p>円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p><u>（降任等職員の給料月額の上限）</u></p> |
| (追加) | <p>14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p><u>（降任等職員以外の給料月額の調整）</u></p> |
| (追加) | <p>15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p><u>（特定日以後の給料月額の特例）</u></p> |
| (追加) | <p>16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p><u>（分限及び懲戒の基準及び不利益処分に関する証明書交付の読替え）</u></p> |
| (追加) | <p>17 附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する法第27条第2項及び第49条第1項の規定の適用については、法第27条第2項中「この法律」とある</p> |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|------------------------------------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| (追加) 別表第1 (第4条関係) 行政職給料表 | | | | | | | | | | <p>のは「この法律若しくは磐田市職員の給与に関する条例附則第11項」と、 <u>法第49条第1項中「伴い降給」とあるのは「伴い降給する場合及び磐田市 職員給与に関する条例附則第11項の規定による降給」とする。</u> (規則への委任)</p> <p>18 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による 給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの 規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 別表第1 (第4条関係) 行政職給料表 | | | | | | | | | |
| 職員 の区 分 | 職務の 級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 職員 の区 分 | 職務の 級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
| | | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | | | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 | 給料 月額 |
| 再任 用職 員以 外 の 職員 | 1 | 円 150, 100 | 円 198, 500 | 円 234, 400 | 円 266, 000 | 円 290, 700 | 円 319, 200 | 円 362, 900 | 円 408, 100 | 定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員 | 1 | 円 150, 100 | 円 198, 500 | 円 234, 400 | 円 266, 000 | 円 290, 700 | 円 319, 200 | 円 362, 900 | 円 408, 100 |
| | 2 | 151, 200 | 200, 300 | 236, 000 | 267, 700 | 292, 900 | 321, 400 | 365, 500 | 410, 500 | | 2 | 151, 200 | 200, 300 | 236, 000 | 267, 700 | 292, 900 | 321, 400 | 365, 500 | 410, 500 |
| | 3 | 152, 400 | 202, 100 | 237, 500 | 269, 200 | 295, 000 | 323, 700 | 367, 900 | 413, 000 | | 3 | 152, 400 | 202, 100 | 237, 500 | 269, 200 | 295, 000 | 323, 700 | 367, 900 | 413, 000 |
| | 4 | 153, 500 | 203, 900 | 239, 000 | 271, 000 | 297, 000 | 325, 900 | 370, 500 | 415, 400 | | 4 | 153, 500 | 203, 900 | 239, 000 | 271, 000 | 297, 000 | 325, 900 | 370, 500 | 415, 400 |
| | 5 | 154, 600 | 205, 400 | 240, 300 | 272, 700 | 298, 800 | 328, 100 | 372, 400 | 417, 300 | | 5 | 154, 600 | 205, 400 | 240, 300 | 272, 700 | 298, 800 | 328, 100 | 372, 400 | 417, 300 |
| | 6 | 155, 700 | 207, 200 | 241, 900 | 274, 500 | 300, 800 | 330, 100 | 374, 900 | 419, 600 | | 6 | 155, 700 | 207, 200 | 241, 900 | 274, 500 | 300, 800 | 330, 100 | 374, 900 | 419, 600 |
| | 7 | 156, 800 | 209, 000 | 243, 400 | 276, 300 | 302, 600 | 332, 300 | 377, 200 | 421, 700 | | 7 | 156, 800 | 209, 000 | 243, 400 | 276, 300 | 302, 600 | 332, 300 | 377, 200 | 421, 700 |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 8 | 157,900 | 210,800 | 244,900 | 278,300 | 304,200 | 334,500 | 379,700 | 423,900 | | 8 | 157,900 | 210,800 | 244,900 | 278,300 | 304,200 | 334,500 | 379,700 | 423,900 | |
| 9 | 158,900 | 212,400 | 246,000 | 280,200 | 306,100 | 336,400 | 382,100 | 425,900 | | 9 | 158,900 | 212,400 | 246,000 | 280,200 | 306,100 | 336,400 | 382,100 | 425,900 | |
| 10 | 160,300 | 214,200 | 247,500 | 282,200 | 308,400 | 338,600 | 384,800 | 428,000 | | 10 | 160,300 | 214,200 | 247,500 | 282,200 | 308,400 | 338,600 | 384,800 | 428,000 | |
| 11 | 161,600 | 216,000 | 249,000 | 284,100 | 310,600 | 340,600 | 387,400 | 430,100 | | 11 | 161,600 | 216,000 | 249,000 | 284,100 | 310,600 | 340,600 | 387,400 | 430,100 | |
| 12 | 162,900 | 217,800 | 250,300 | 286,000 | 312,900 | 342,800 | 390,100 | 432,200 | | 12 | 162,900 | 217,800 | 250,300 | 286,000 | 312,900 | 342,800 | 390,100 | 432,200 | |
| 13 | 164,100 | 219,200 | 251,800 | 287,900 | 315,000 | 344,600 | 392,500 | 433,900 | | 13 | 164,100 | 219,200 | 251,800 | 287,900 | 315,000 | 344,600 | 392,500 | 433,900 | |
| 14 | 165,600 | 221,000 | 253,000 | 289,700 | 317,100 | 346,600 | 394,800 | 435,700 | | 14 | 165,600 | 221,000 | 253,000 | 289,700 | 317,100 | 346,600 | 394,800 | 435,700 | |
| 15 | 167,100 | 222,700 | 254,300 | 291,200 | 319,300 | 348,600 | 397,000 | 437,700 | | 15 | 167,100 | 222,700 | 254,300 | 291,200 | 319,300 | 348,600 | 397,000 | 437,700 | |
| 16 | 168,700 | 224,500 | 255,500 | 292,600 | 321,400 | 350,600 | 399,400 | 439,700 | | 16 | 168,700 | 224,500 | 255,500 | 292,600 | 321,400 | 350,600 | 399,400 | 439,700 | |
| 17 | 169,800 | 226,100 | 256,800 | 294,400 | 323,300 | 352,300 | 401,200 | 441,600 | | 17 | 169,800 | 226,100 | 256,800 | 294,400 | 323,300 | 352,300 | 401,200 | 441,600 | |
| 18 | 171,200 | 227,800 | 258,200 | 296,400 | 325,300 | 354,300 | 403,200 | 443,400 | | 18 | 171,200 | 227,800 | 258,200 | 296,400 | 325,300 | 354,300 | 403,200 | 443,400 | |
| 19 | 172,600 | 229,400 | 259,600 | 298,500 | 327,300 | 356,100 | 405,100 | 445,200 | | 19 | 172,600 | 229,400 | 259,600 | 298,500 | 327,300 | 356,100 | 405,100 | 445,200 | |
| 20 | 174,000 | 230,900 | 261,100 | 300,500 | 329,300 | 358,000 | 406,900 | 446,900 | | 20 | 174,000 | 230,900 | 261,100 | 300,500 | 329,300 | 358,000 | 406,900 | 446,900 | |
| 21 | 175,300 | 232,200 | 262,700 | 302,400 | 331,300 | 359,900 | 408,800 | 448,700 | | 21 | 175,300 | 232,200 | 262,700 | 302,400 | 331,300 | 359,900 | 408,800 | 448,700 | |
| 22 | 177,000 | 233,000 | 264,000 | 304,000 | 333,000 | 361,000 | 410,000 | 450,000 | | 22 | 177,000 | 233,000 | 264,000 | 304,000 | 333,000 | 361,000 | 410,000 | 450,000 | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|----|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 800 | 800 | 400 | 500 | 100 | 800 | 600 | 200 | | | 800 | 800 | 400 | 500 | 100 | 800 | 600 | 200 |
| | 23 | 180,300 | 235,400 | 266,000 | 306,500 | 335,100 | 363,800 | 412,400 | 451,600 | | 23 | 180,300 | 235,400 | 266,000 | 306,500 | 335,100 | 363,800 | 412,400 | 451,600 |
| | 24 | 182,800 | 236,900 | 267,600 | 308,600 | 337,200 | 365,700 | 414,300 | 453,100 | | 24 | 182,800 | 236,900 | 267,600 | 308,600 | 337,200 | 365,700 | 414,300 | 453,100 |
| | 25 | 185,200 | 237,900 | 269,400 | 310,300 | 338,600 | 367,700 | 416,100 | 454,500 | | 25 | 185,200 | 237,900 | 269,400 | 310,300 | 338,600 | 367,700 | 416,100 | 454,500 |
| | 26 | 186,900 | 239,400 | 271,200 | 312,400 | 340,500 | 369,600 | 417,600 | 455,800 | | 26 | 186,900 | 239,400 | 271,200 | 312,400 | 340,500 | 369,600 | 417,600 | 455,800 |
| | 27 | 188,500 | 240,700 | 272,900 | 314,400 | 342,400 | 371,600 | 419,100 | 457,100 | | 27 | 188,500 | 240,700 | 272,900 | 314,400 | 342,400 | 371,600 | 419,100 | 457,100 |
| | 28 | 190,200 | 241,900 | 274,600 | 316,400 | 344,300 | 373,600 | 420,700 | 458,300 | | 28 | 190,200 | 241,900 | 274,600 | 316,400 | 344,300 | 373,600 | 420,700 | 458,300 |
| | 29 | 191,700 | 243,100 | 276,200 | 318,100 | 345,900 | 375,100 | 422,300 | 459,300 | | 29 | 191,700 | 243,100 | 276,200 | 318,100 | 345,900 | 375,100 | 422,300 | 459,300 |
| | 30 | 193,400 | 244,100 | 277,900 | 320,100 | 347,800 | 376,900 | 423,600 | 460,000 | | 30 | 193,400 | 244,100 | 277,900 | 320,100 | 347,800 | 376,900 | 423,600 | 460,000 |
| | 31 | 195,200 | 245,100 | 279,700 | 322,200 | 349,700 | 378,700 | 424,900 | 460,800 | | 31 | 195,200 | 245,100 | 279,700 | 322,200 | 349,700 | 378,700 | 424,900 | 460,800 |
| | 32 | 196,900 | 246,100 | 281,200 | 324,300 | 351,500 | 380,300 | 426,100 | 461,500 | | 32 | 196,900 | 246,100 | 281,200 | 324,300 | 351,500 | 380,300 | 426,100 | 461,500 |
| | 33 | 198,500 | 247,200 | 282,400 | 325,500 | 353,400 | 382,100 | 427,300 | 462,200 | | 33 | 198,500 | 247,200 | 282,400 | 325,500 | 353,400 | 382,100 | 427,300 | 462,200 |
| | 34 | 199,900 | 248,100 | 284,100 | 327,500 | 355,200 | 383,500 | 428,600 | 463,000 | | 34 | 199,900 | 248,100 | 284,100 | 327,500 | 355,200 | 383,500 | 428,600 | 463,000 |
| | 35 | 201,400 | 249,000 | 285,700 | 329,400 | 357,000 | 385,000 | 429,900 | 463,700 | | 35 | 201,400 | 249,000 | 285,700 | 329,400 | 357,000 | 385,000 | 429,900 | 463,700 |
| | 36 | 202,900 | 250,000 | 287,400 | 331,500 | 358,700 | 386,600 | 431,100 | 464,300 | | 36 | 202,900 | 250,000 | 287,400 | 331,500 | 358,700 | 386,600 | 431,100 | 464,300 |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 37 | 204,200 | 250,900 | 289,000 | 333,400 | 360,100 | 388,000 | 432,300 | 464,800 | | 37 | 204,200 | 250,900 | 289,000 | 333,400 | 360,100 | 388,000 | 432,300 | 464,800 | |
| 38 | 205,500 | 252,200 | 290,700 | 335,300 | 361,400 | 389,200 | 433,100 | 465,400 | | 38 | 205,500 | 252,200 | 290,700 | 335,300 | 361,400 | 389,200 | 433,100 | 465,400 | |
| 39 | 206,700 | 253,400 | 292,500 | 337,300 | 362,800 | 390,400 | 433,900 | 466,000 | | 39 | 206,700 | 253,400 | 292,500 | 337,300 | 362,800 | 390,400 | 433,900 | 466,000 | |
| 40 | 208,000 | 254,700 | 294,300 | 339,200 | 364,200 | 391,500 | 434,700 | 466,600 | | 40 | 208,000 | 254,700 | 294,300 | 339,200 | 364,200 | 391,500 | 434,700 | 466,600 | |
| 41 | 209,300 | 256,000 | 295,800 | 341,100 | 365,500 | 392,600 | 435,300 | 467,100 | | 41 | 209,300 | 256,000 | 295,800 | 341,100 | 365,500 | 392,600 | 435,300 | 467,100 | |
| 42 | 210,600 | 257,400 | 297,500 | 343,000 | 366,400 | 393,800 | 436,000 | 467,600 | | 42 | 210,600 | 257,400 | 297,500 | 343,000 | 366,400 | 393,800 | 436,000 | 467,600 | |
| 43 | 211,900 | 258,600 | 299,000 | 344,800 | 367,500 | 395,000 | 436,700 | 468,000 | | 43 | 211,900 | 258,600 | 299,000 | 344,800 | 367,500 | 395,000 | 436,700 | 468,000 | |
| 44 | 213,200 | 259,800 | 300,600 | 346,700 | 368,600 | 396,100 | 437,400 | 468,300 | | 44 | 213,200 | 259,800 | 300,600 | 346,700 | 368,600 | 396,100 | 437,400 | 468,300 | |
| 45 | 214,300 | 260,900 | 302,200 | 348,200 | 369,400 | 396,800 | 438,200 | 468,600 | | 45 | 214,300 | 260,900 | 302,200 | 348,200 | 369,400 | 396,800 | 438,200 | 468,600 | |
| 46 | 215,600 | 262,100 | 303,900 | 349,600 | 370,300 | 397,500 | 439,000 | 469,100 | | 46 | 215,600 | 262,100 | 303,900 | 349,600 | 370,300 | 397,500 | 439,000 | 469,100 | |
| 47 | 216,900 | 263,400 | 305,500 | 351,100 | 371,200 | 398,200 | 439,400 | 469,500 | | 47 | 216,900 | 263,400 | 305,500 | 351,100 | 371,200 | 398,200 | 439,400 | 469,500 | |
| 48 | 218,200 | 264,500 | 307,200 | 352,600 | 372,100 | 398,900 | 440,100 | 469,800 | | 48 | 218,200 | 264,500 | 307,200 | 352,600 | 372,100 | 398,900 | 440,100 | 469,800 | |
| 49 | 219,200 | 265,600 | 308,100 | 354,200 | 373,000 | 399,500 | 440,600 | 470,100 | | 49 | 219,200 | 265,600 | 308,100 | 354,200 | 373,000 | 399,500 | 440,600 | 470,100 | |
| 50 | 220,300 | 266,600 | 309,600 | 355,000 | 373,800 | 400,100 | 441,000 | 471,400 | | 50 | 220,300 | 266,600 | 309,600 | 355,000 | 373,800 | 400,100 | 441,000 | 471,400 | |
| 51 | 221,300 | 267,700 | 311,100 | 356,600 | 374,400 | 400,800 | 441,400 | 472,400 | | 51 | 221,300 | 267,700 | 311,100 | 356,600 | 374,400 | 400,800 | 441,400 | 472,400 | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|----|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 300 | 800 | 100 | 200 | 600 | 600 | 400 | 800 | | | 300 | 800 | 100 | 200 | 600 | 600 | 400 | 800 |
| | 52 | 222,300 | 268,900 | 312,700 | 357,200 | 375,400 | 401,000 | 441,800 | 474,200 | | 52 | 222,300 | 268,900 | 312,700 | 357,200 | 375,400 | 401,000 | 441,800 | 474,200 |
| | 53 | 223,300 | 269,900 | 314,300 | 358,100 | 376,100 | 401,400 | 442,200 | 475,600 | | 53 | 223,300 | 269,900 | 314,300 | 358,100 | 376,100 | 401,400 | 442,200 | 475,600 |
| | 54 | 224,200 | 270,900 | 315,900 | 359,200 | 376,800 | 401,700 | 442,600 | 477,000 | | 54 | 224,200 | 270,900 | 315,900 | 359,200 | 376,800 | 401,700 | 442,600 | 477,000 |
| | 55 | 225,100 | 272,000 | 317,500 | 360,100 | 377,500 | 402,000 | 443,000 | 478,400 | | 55 | 225,100 | 272,000 | 317,500 | 360,100 | 377,500 | 402,000 | 443,000 | 478,400 |
| | 56 | 226,000 | 273,100 | 319,000 | 361,200 | 378,200 | 402,300 | 443,300 | 479,800 | | 56 | 226,000 | 273,100 | 319,000 | 361,200 | 378,200 | 402,300 | 443,300 | 479,800 |
| | 57 | 226,300 | 274,000 | 320,500 | 362,100 | 378,700 | 402,600 | 443,600 | 481,200 | | 57 | 226,300 | 274,000 | 320,500 | 362,100 | 378,700 | 402,600 | 443,600 | 481,200 |
| | 58 | 227,100 | 275,000 | 321,700 | 362,800 | 379,300 | 402,900 | 444,000 | | 58 | 227,100 | 275,000 | 321,700 | 362,800 | 379,300 | 402,900 | 444,000 | | |
| | 59 | 227,800 | 275,900 | 322,900 | 363,500 | 379,900 | 403,200 | 444,300 | | 59 | 227,800 | 275,900 | 322,900 | 363,500 | 379,900 | 403,200 | 444,300 | | |
| | 60 | 228,500 | 277,000 | 324,100 | 364,200 | 380,600 | 403,500 | 444,600 | | 60 | 228,500 | 277,000 | 324,100 | 364,200 | 380,600 | 403,500 | 444,600 | | |
| | 61 | 229,200 | 278,100 | 324,800 | 364,600 | 381,000 | 403,800 | 444,900 | | 61 | 229,200 | 278,100 | 324,800 | 364,600 | 381,000 | 403,800 | 444,900 | | |
| | 62 | 230,000 | 279,100 | 325,700 | 365,200 | 381,700 | 404,100 | | | 62 | 230,000 | 279,100 | 325,700 | 365,200 | 381,700 | 404,100 | | | |
| | 63 | 230,700 | 280,000 | 326,500 | 365,900 | 382,300 | 404,400 | | | 63 | 230,700 | 280,000 | 326,500 | 365,900 | 382,300 | 404,400 | | | |
| | 64 | 231,300 | 281,000 | 327,300 | 366,600 | 382,900 | 404,700 | | | 64 | 231,300 | 281,000 | 327,300 | 366,600 | 382,900 | 404,700 | | | |
| | 65 | 231,900 | 281,500 | 328,200 | 366,900 | 383,300 | 405,000 | | | 65 | 231,900 | 281,500 | 328,200 | 366,900 | 383,300 | 405,000 | | | |

| 現行 | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|
| 66 | 232,500 | 282,400 | 328,600 | 367,600 | 383,900 | 405,300 | | | 66 | 232,500 | 282,400 | 328,600 | 367,600 | 383,900 | 405,300 | | |
| 67 | 233,100 | 283,100 | 329,300 | 368,300 | 384,500 | 405,600 | | | 67 | 233,100 | 283,100 | 329,300 | 368,300 | 384,500 | 405,600 | | |
| 68 | 233,800 | 284,000 | 330,100 | 369,000 | 385,100 | 405,900 | | | 68 | 233,800 | 284,000 | 330,100 | 369,000 | 385,100 | 405,900 | | |
| 69 | 234,500 | 285,000 | 330,900 | 369,300 | 385,500 | 406,100 | | | 69 | 234,500 | 285,000 | 330,900 | 369,300 | 385,500 | 406,100 | | |
| 70 | 235,100 | 285,800 | 331,600 | 369,900 | 386,000 | 406,400 | | | 70 | 235,100 | 285,800 | 331,600 | 369,900 | 386,000 | 406,400 | | |
| 71 | 235,600 | 286,600 | 332,300 | 370,600 | 386,500 | 406,700 | | | 71 | 235,600 | 286,600 | 332,300 | 370,600 | 386,500 | 406,700 | | |
| 72 | 236,300 | 287,400 | 333,000 | 371,200 | 387,100 | 407,000 | | | 72 | 236,300 | 287,400 | 333,000 | 371,200 | 387,100 | 407,000 | | |
| 73 | 237,000 | 288,200 | 333,500 | 371,500 | 387,400 | 407,200 | | | 73 | 237,000 | 288,200 | 333,500 | 371,500 | 387,400 | 407,200 | | |
| 74 | 237,600 | 288,700 | 334,100 | 372,100 | 387,800 | 407,500 | | | 74 | 237,600 | 288,700 | 334,100 | 372,100 | 387,800 | 407,500 | | |
| 75 | 238,200 | 289,100 | 334,600 | 372,800 | 388,200 | 407,800 | | | 75 | 238,200 | 289,100 | 334,600 | 372,800 | 388,200 | 407,800 | | |
| 76 | 238,700 | 289,600 | 335,200 | 373,400 | 388,600 | 408,000 | | | 76 | 238,700 | 289,600 | 335,200 | 373,400 | 388,600 | 408,000 | | |
| 77 | 239,300 | 289,800 | 335,500 | 373,800 | 388,900 | 408,200 | | | 77 | 239,300 | 289,800 | 335,500 | 373,800 | 388,900 | 408,200 | | |
| 78 | 240,000 | 290,100 | 336,000 | 374,300 | 389,200 | 408,500 | | | 78 | 240,000 | 290,100 | 336,000 | 374,300 | 389,200 | 408,500 | | |
| 79 | 240,700 | 290,300 | 336,400 | 374,900 | 389,500 | 408,800 | | | 79 | 240,700 | 290,300 | 336,400 | 374,900 | 389,500 | 408,800 | | |
| 80 | 241,000 | 290,000 | 336,000 | 375,000 | 389,000 | 409,000 | | | 80 | 241,000 | 290,000 | 336,000 | 375,000 | 389,000 | 409,000 | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|----|------|------|------|------|------|------|-----|--|--|-----|------|------|------|------|------|------|-----|--|--|
| | | 200 | 700 | 900 | 400 | 800 | 000 | | | | | 200 | 700 | 900 | 400 | 800 | 000 | | |
| 81 | 241, | 290, | 337, | 375, | 390, | 409, | | | | 81 | 241, | 290, | 337, | 375, | 390, | 409, | | | |
| | 700 | 900 | 300 | 900 | 000 | 200 | | | | | 700 | 900 | 300 | 900 | 000 | 200 | | | |
| 82 | 242, | 291, | 337, | 376, | 390, | 409, | | | | 82 | 242, | 291, | 337, | 376, | 390, | 409, | | | |
| | 300 | 100 | 800 | 500 | 300 | 500 | | | | | 300 | 100 | 800 | 500 | 300 | 500 | | | |
| 83 | 242, | 291, | 338, | 377, | 390, | 409, | | | | 83 | 242, | 291, | 338, | 377, | 390, | 409, | | | |
| | 900 | 500 | 300 | 000 | 600 | 800 | | | | | 900 | 500 | 300 | 000 | 600 | 800 | | | |
| 84 | 243, | 291, | 338, | 377, | 390, | 410, | | | | 84 | 243, | 291, | 338, | 377, | 390, | 410, | | | |
| | 400 | 800 | 800 | 300 | 800 | 000 | | | | | 400 | 800 | 800 | 300 | 800 | 000 | | | |
| 85 | 243, | 292, | 339, | 377, | 391, | 410, | | | | 85 | 243, | 292, | 339, | 377, | 391, | 410, | | | |
| | 900 | 100 | 100 | 700 | 000 | 200 | | | | | 900 | 100 | 100 | 700 | 000 | 200 | | | |
| 86 | 244, | 292, | 339, | 378, | 391, | | | | | 86 | 244, | 292, | 339, | 378, | 391, | | | | |
| | 500 | 400 | 500 | 200 | 300 | | | | | | 500 | 400 | 500 | 200 | 300 | | | | |
| 87 | 245, | 292, | 340, | 378, | 391, | | | | | 87 | 245, | 292, | 340, | 378, | 391, | | | | |
| | 100 | 700 | 000 | 600 | 600 | | | | | | 100 | 700 | 000 | 600 | 600 | | | | |
| 88 | 245, | 293, | 340, | 379, | 391, | | | | | 88 | 245, | 293, | 340, | 379, | 391, | | | | |
| | 600 | 100 | 400 | 000 | 800 | | | | | | 600 | 100 | 400 | 000 | 800 | | | | |
| 89 | 246, | 293, | 340, | 379, | 392, | | | | | 89 | 246, | 293, | 340, | 379, | 392, | | | | |
| | 100 | 400 | 700 | 400 | 000 | | | | | | 100 | 400 | 700 | 400 | 000 | | | | |
| 90 | 246, | 293, | 341, | 379, | 392, | | | | | 90 | 246, | 293, | 341, | 379, | 392, | | | | |
| | 600 | 800 | 100 | 900 | 300 | | | | | | 600 | 800 | 100 | 900 | 300 | | | | |
| 91 | 246, | 294, | 341, | 380, | 392, | | | | | 91 | 246, | 294, | 341, | 380, | 392, | | | | |
| | 900 | 100 | 600 | 300 | 600 | | | | | | 900 | 100 | 600 | 300 | 600 | | | | |
| 92 | 247, | 294, | 342, | 380, | 392, | | | | | 92 | 247, | 294, | 342, | 380, | 392, | | | | |
| | 300 | 500 | 000 | 700 | 800 | | | | | | 300 | 500 | 000 | 700 | 800 | | | | |
| 93 | 247, | 294, | 342, | 381, | 393, | | | | | 93 | 247, | 294, | 342, | 381, | 393, | | | | |
| | 600 | 700 | 200 | 000 | 000 | | | | | | 600 | 700 | 200 | 000 | 000 | | | | |
| 94 | | 294, | 342, | | | | | | | 94 | | 294, | 342, | | | | | | |
| | | 900 | 600 | | | | | | | | | 900 | 600 | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|----|-----|--|-------------|-------------|--|--|--|--|--|-----|-----|--|-------------|-------------|--|--|--|--|--|
| | 95 | | 295, 200 | 343, 100 | | | | | | | 95 | | 295, 200 | 343, 100 | | | | | |
| | 96 | | 295, 600 | 343, 500 | | | | | | | 96 | | 295, 600 | 343, 500 | | | | | |
| | 97 | | 295, 800 | 343, 700 | | | | | | | 97 | | 295, 800 | 343, 700 | | | | | |
| | 98 | | 296, 100 | 344, 100 | | | | | | | 98 | | 296, 100 | 344, 100 | | | | | |
| | 99 | | 296, 500 | 344, 500 | | | | | | | 99 | | 296, 500 | 344, 500 | | | | | |
| | 100 | | 296, 900 | 344, 800 | | | | | | | 100 | | 296, 900 | 344, 800 | | | | | |
| | 101 | | 297, 100 | 345, 100 | | | | | | | 101 | | 297, 100 | 345, 100 | | | | | |
| | 102 | | 297, 400 | 345, 500 | | | | | | | 102 | | 297, 400 | 345, 500 | | | | | |
| | 103 | | 297, 800 | 345, 900 | | | | | | | 103 | | 297, 800 | 345, 900 | | | | | |
| | 104 | | 298, 100 | 346, 300 | | | | | | | 104 | | 298, 100 | 346, 300 | | | | | |
| | 105 | | 298, 300 | 346, 800 | | | | | | | 105 | | 298, 300 | 346, 800 | | | | | |
| | 106 | | 298, 600 | 347, 200 | | | | | | | 106 | | 298, 600 | 347, 200 | | | | | |
| | 107 | | 299, 000 | 347, 600 | | | | | | | 107 | | 299, 000 | 347, 600 | | | | | |
| | 108 | | 299, 300 | 348, 000 | | | | | | | 108 | | 299, 300 | 348, 000 | | | | | |
| | 109 | | 299, | 348, | | | | | | | 109 | | 299, | 348, | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | |
|----|-----|--|-------------|-------------|--|--|--|--|-----|--|--|-------------|-------------|--|--|--|--|--|
| | | | 500 | 500 | | | | | | | | 500 | 500 | | | | | |
| | 110 | | 299, 900 | 348, 900 | | | | | | | | 299, 900 | 348, 900 | | | | | |
| | 111 | | 300, 300 | 349, 200 | | | | | | | | 300, 300 | 349, 200 | | | | | |
| | 112 | | 300, 600 | 349, 500 | | | | | | | | 300, 600 | 349, 500 | | | | | |
| | 113 | | 300, 800 | 350, 000 | | | | | | | | 300, 800 | 350, 000 | | | | | |
| | 114 | | 301, 000 | | | | | | | | | 301, 000 | | | | | | |
| | 115 | | 301, 300 | | | | | | | | | 301, 300 | | | | | | |
| | 116 | | 301, 700 | | | | | | | | | 301, 700 | | | | | | |
| | 117 | | 301, 900 | | | | | | | | | 301, 900 | | | | | | |
| | 118 | | 302, 100 | | | | | | | | | 302, 100 | | | | | | |
| | 119 | | 302, 400 | | | | | | | | | 302, 400 | | | | | | |
| | 120 | | 302, 700 | | | | | | | | | 302, 700 | | | | | | |
| | 121 | | 303, 100 | | | | | | | | | 303, 100 | | | | | | |
| | 122 | | 303, 300 | | | | | | | | | 303, 300 | | | | | | |
| | 123 | | 303, 600 | | | | | | | | | 303, 600 | | | | | | |

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | |
|------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 124 | | 303,900 | | | | | | | | 124 | | 303,900 | | | | | | | |
| | 125 | | 304,200 | | | | | | | | 125 | | 304,200 | | | | | | | |
| <u>再任用職員</u> | | (追加) | | | | | | | | <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> | | <u>基準給料月額</u> | <u>基準給料月額</u> | <u>基準給料月額</u> | <u>基準給料月額</u> | <u>基準給料月額</u> | <u>基準給料月額</u> | <u>基準給料月額</u> | <u>基準給料月額</u> | <u>基準給料月額</u> |
| — — — — | | — 187,700 | — 215,200 | — 255,200 | — 274,600 | — 289,700 | — 315,100 | — 356,800 | — 389,900 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | | | | | | | 187,700 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 289,700 | 315,100 | 356,800 | 389,900 | |
| 備考 略 | | | | | | | | | | 備考 略 | | | | | | | | | | |

磐田市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第10条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員で常時勤務を要するもの又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料又は手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されたもの手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、災害派遣手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員で常時勤務を要するもの又は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料又は手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員として採用されたもの手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、災害派遣手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> |

磐田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第11条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）第17条の規定に基づき、職員（磐田市職員定数条例（平成17年磐田市条例第29号）第1条に規定する職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。）の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第9条 <u>再任用短時間勤務職員</u> に対する月額をもって支給する特殊勤務手当の額は、前条の規定にかかわらず、別表第6に規定する額に磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年磐田市条例第38号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 特殊勤務手当につき月額をもって支給を受けるべき者が勤務替、病気、その他の事由によって1箇月のうち10日以上（<u>再任用短時間勤務職員</u> にあっては、その月の勤務すべき日数の2分の1以上）その勤務に従事しないときは、次に掲げる区分によって当該月額手当は、これを減給し、又は支給しない。</p> <p>(1) 1箇月のうち勤務した日数が10日（<u>再任用短時間勤務職員</u> にあっては、実際に勤務した日数が、その月の勤務すべき日数の2分の1）未満の場合 3割減給</p> <p>(2) 1箇月のうち勤務した日数が5日（<u>再任用短時間勤務職員</u> にあっては、実際に勤務した日数がその月の勤務すべき日数の4分の1）</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）第17条の規定に基づき、職員（磐田市職員定数条例（平成17年磐田市条例第29号）第1条に規定する職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項</u>に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」</p> <p>_____という。）をいう。）の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第9条 <u>定年前提任用短時間勤務職員</u> に対する月額をもって支給する特殊勤務手当の額は、前条の規定にかかわらず、別表第6に規定する額に磐田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年磐田市条例第38号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 特殊勤務手当につき月額をもって支給を受けるべき者が勤務替、病気、その他の事由によって1箇月のうち10日以上（<u>定年前提任用短時間勤務職員</u> にあっては、その月の勤務すべき日数の2分の1以上）その勤務に従事しないときは、次に掲げる区分によって当該月額手当は、これを減給し、又は支給しない。</p> <p>(1) 1箇月のうち勤務した日数が10日（<u>定年前提任用短時間勤務職員</u> にあっては、実際に勤務した日数が、その月の勤務すべき日数の2分の1）未満の場合 3割減給</p> <p>(2) 1箇月のうち勤務した日数が5日（<u>定年前提任用短時間勤務職員</u> にあっては、実際に勤務した日数がその月の勤務すべき日数の4分の1）</p> |

| 現行 | 改正案 |
|------------------------------|------------------------------|
| 未満の場合 7割減給 (3) 略 3・4 略 | 未満の場合 7割減給 (3) 略 3・4 略 |

磐田市職員退職手当支給条例新旧対照表（第12条関係）

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（市長、副市長、<u>教育長並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員</u>を除く。以下「職員」という。）が退職（死亡による退職を含む。以下同じ。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第17条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（磐田市の休日定める条例（平成17年磐田市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第17条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法</u>第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第6条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対</p> | <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（市長、副市長及び教育長</p> <hr/> <p>）を除く。以下「職員」という。）が退職（死亡による退職を含む。以下同じ。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第17条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（磐田市の休日定める条例（平成17年磐田市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第17条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第6条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第7条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 略</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第8条 第6条第1項第4号及び第7条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上である</p> | <p>する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第7条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 略</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第8条 第6条第1項第4号及び第7条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上である</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>ものに対する第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | <p>ものに対する第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> |
| <p>略</p> | <p>略</p> |
| <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第11条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第7条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。))第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月</p> | <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第11条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第7条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。))第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第12条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 (1)～(9) 略 2～5 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u>」)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する</p> | <p>に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。 (1)～(9) 略 2～5 略</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」)を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第24条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合<u>にあっては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第24条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u> _____ を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u> _____ の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第24条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この条</u> _____ <u>において同じ。</u>）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理</p> | <p>事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第24条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合<u>には</u> _____、これらの規定により算出される金額（次条及び第24条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u> _____ を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u> _____ の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第24条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この項から第6項まで</u> _____ <u>において同じ。</u>）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第22条第5項又は前条第3項において準用する磐田市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該</p> | <p>機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第22条第5項又は前条第3項において準用する磐田市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分<u>を受けた場合</u>において、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分<u>を受けたことを理由として</u>、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本</p> | <p>退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には _____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には _____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分<u>を受けた場合</u>において、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分<u>を受けたことを理由として</u>、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には _____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>額は、第5条から第8条まで_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第11条の5第1項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第4項」とする。</p> | <p>額は、第5条から第8条まで<u>及び附則第13項から第21項までの規定</u>により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第11条の5第1項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第4項」とする。</p> |
| <p>5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条又は第7条の2_____の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> | <p>5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条又は第7条の2<u>及び附則第16項</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> |
| <p>6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第7条_____の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> | <p>6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第7条<u>又は附則第14項</u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> |
| <p>7～12 略 (追加)</p> | <p>7～12 略</p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>13 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第13項」とする。</u></p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>14 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第14項」とする。</u></p> |
| <p>(追加)</p> | <p><u>15 前2項の規定は、磐田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年磐田市条例第 号）第1条の規定による改正前の磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退</u></p> |

| 現行 | 改正案 | | | | |
|--------------|---|--------------|-----|----------|-----|
| (追加) | <p>職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</p> <p>16 磐田市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による職員の給料月額 の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> | | | | |
| (追加) | <p>17 当分の間、第6条第1項第4号並びに第7条第1項第3号、第6号及び 第7号に掲げる者に対する第8条及び第11条の3の規定の適用につい ては、第8条本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第15項に規 定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者 にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達す る日」と、第8条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第 1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第11条の3の表第 11条の項、第11条の2第1号の項及び第11条の2第2号の項中「その者に 係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につ き」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつて は60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日にお けるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</p> | | | | |
| (追加) | <p>18 当分の間、第6条第1項第4号並びに第7条第1項第3号、第6号及び 第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において 定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超 える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第8条及び第11条 の3の規定の適用については、第8条本文中「6月」とあるのは「零月」 と、同条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1 号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第11条の3の表第11条の 項、第11条の2第1号の項及び第11条の2第2号の項中「100分の3（退 職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその 者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の 2）」とあるのは「100分の3」とする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1217 2011 1297"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1217 1570 1257">医療業務従事職員以外の者</td> <td data-bbox="1572 1217 2011 1257">60歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1259 1570 1297">医療業務従事職員</td> <td data-bbox="1572 1259 2011 1297">65歳</td> </tr> </tbody> </table> | 医療業務従事職員以外の者 | 60歳 | 医療業務従事職員 | 65歳 |
| 医療業務従事職員以外の者 | 60歳 | | | | |
| 医療業務従事職員 | 65歳 | | | | |
| (追加) | <p>19 当分の間、第6条第1項第4号及び第7条第1項（第1号及び第5号を</p> | | | | |

| 現行 | 改正案 |
|------|---|
| (追加) | <p>除く。)に規定する者に対する第8条の規定の適用については、第8条本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第8条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>20 当分の間、第7条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第8条及び第11条の3の規定の適用については、第8条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第11条の3の表第11条の項、第11条の2第1号の項及び第11条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第18項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p> |
| (追加) | <p>21 当分の間、第7条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第8条及び第11条の3の規定の適用については、第8条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第11条の3の表第11条の項、第11条の2第1号の項及び第11条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p> |

磐田市職員退職手当基金条例新旧対照表（第13条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(積立額)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計、水道事業及び下水道事業会計における給料年額の100分の5以内で予算に定める額とする。</p> | <p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、予算で定めるところによる。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|----------------------------------|---|
| <p>附 則 1・2 略</p> <p>(追加)</p> | <p>附 則 1・2 略 (給料月額の特例)</p> <p><u>3 職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）附則第11項及び第12項の規定の例により管理者が別に定める。</u></p> |

磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第15条関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）</p> <hr/> <p>_____、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(再任用職員 _____等についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条、第7条、第9条及び第19条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 病院職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）<u>、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</u>、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(定年前提任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条、第7条、第9条及び第19条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項 _____又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|------------------------------------|---|
| <p>附 則 1・2 略 (追加)</p> | <p>附 則 1・2 略 <u>(給料月額の特例)</u> 3 <u>職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）附則第11項及び第12項の規定の例により管理者が別に定める。</u></p> |

定年延長制度について

1. 定年の段階的引上げ

定年年齢を 60 歳から段階的に引き上げて 65 歳とする

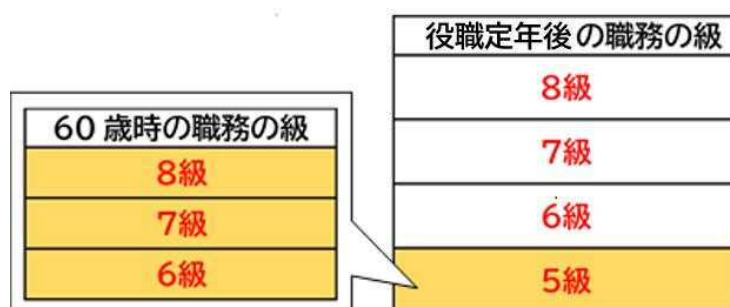
| 年度 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 以降 |
|----|------|----|------|----|------|-----|------|-----|--------|
| 定年 | 61 歳 | | 62 歳 | | 63 歳 | | 64 歳 | | 65 歳 |

段階的引上げ期間中は、現行と同様の再任用制度を適用し、65 歳に到達する年度まで任用することが可能。

2. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

管理監督職からの降任

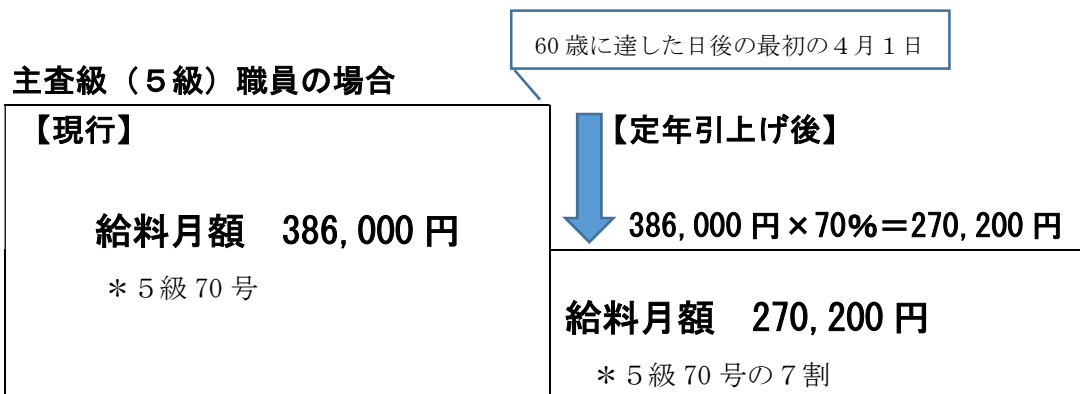
- ・管理職手当が支給されている行政職給料表 6 級以上職員を 5 級以下へ降任



※管理監督職以外の職員は現行の職務級のまま

3. 60 歳に達した職員の給与

- ・職員の基本給は、職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後は 7 割水準となる。



* 役職定年による降任により、現行の給料月額を 7 割を下回る場合も、現行の 7 割水準の給料月額を保障

4. 退職手当の特例

- ・ 60 歳超の期間の給与が減額される職員の退職手当の基本額の計算方法は、ピーク時特例を適用する。

(ピーク時特例：7割水準前の最も高かった給料月額を手当の算定に適用)

- ・ 60 歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した場合、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。

5. 定年前再任用短時間勤務制

60 歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60 歳に達した日以降、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（定年退職日相当日まで）する制度。

勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度（短時間勤務）と同様である。

6. 情報提供・意思確認制度

60 歳以降は、給与が7割水準になることや、管理監督職の職員にあっては管理監督職上限年齢による降任等の対象になるなど、60 歳以降に適用される制度が大きく変わることから、任命権者に対し、職員が60 歳に達する日の前年度に、60 歳以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供することが義務付けられるとともに、60 歳以降の勤務の意思（又は退職の意思）を確認するよう努めることとなる。

| | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 | R13年度 | R14年度 |
|-------------------------------------|-----------------|-----------|-------------------|------------|-----------------|------------|-----------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|
| | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 | 2030年度 | 2031年度 | 2032年度 |
| 定年年齢→ | 定年60歳 | 定年61歳 | | 定年62歳 | | 定年63歳 | | 定年64歳 | | 定年65歳 | |
| 生年月日↓ | 2023.3.31 退職 | 退職者 なし | 2025.3.31 退職 | 退職者 なし | 2027.3.31 退職 | 退職者 なし | 2029.3.31 退職 | 退職者 なし | 2031.3.31 退職 | 退職者 なし | 2033.3.31 退職 |
| 1962年度生まれ(S37) 1962/4/2~1963/4/1 | 60歳 退職 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | | | | | |
| | ← 暫定再任用 → | | | | | | | | | | |
| 1963年度生まれ(S38) 1963/4/2~1964/4/1 | 59歳 | 60歳 | 61歳 定年延長(役職定年) | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | | | | |
| | | | A | ← 暫定再任用 → | | | | | | | |
| 1964年度生まれ(S39) 1964/4/2~1965/4/1 | 58歳 | 59歳 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | | | |
| | | | | 定年延長(役職定年) | ← 暫定再任用 → | | | | | | |
| | | | | A | | | | | | | |
| 1965年度生まれ(S40) 1965/4/2~1966/4/1 | 57歳 | 58歳 | 59歳 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | | |
| | | | | | 定年延長(役職定年) | | | ← 暫定再任用 → | | | |
| | | | | | A | | | | | | |
| 1966年度生まれ(S41) 1966/4/2~1967/4/1 | 56歳 | 57歳 | 58歳 | 59歳 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | |
| | | | | | | 定年延長(役職定年) | | | | ← 暫定再任用 → | |
| | | | | | | A | | | | | |
| 1967年度生まれ(S42) 1967/4/2~1968/4/1 | 55歳 | 56歳 | 57歳 | 58歳 | 59歳 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |
| | | | | | | 定年延長(役職定年) | | | | | |
| | | | | | | A | | | | | |

*Aの期間内(60歳以降から定年退職日相当日まで)に退職をした場合、定年退職日までは定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる